写

下田地区消防組合条例第１号

下田地区消防組合手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和４年２月21日

下田地区消防組合
管理者　下田市長　松本正一郎

下田地区消防組合条例第１号

下田地区消防組合手数料条例の一部を改正する条例

下田地区消防組合手数料条例（平成12年下田地区消防組合条例第１号）の一部を次のように改正する。

別表第１中

「

罹災に関する証明	１件につき　200円	
救急搬送に関する証明	１件につき　200円	を
その他の証明	１件につき　200円	

」

「

各種証明（り災証明書及び救急搬送証明書を除く。）	１件につき　200円	に

」

改める。

附　則

この条例は、令和４年４月１日から施行する。